山根会計事務所

山根所長

YAMANE　TIMES

2月号です！

〒860-0801　熊本市中央区安政町 8-16 村瀬海運ビル 6 階

TEL：096-342-6307　FAX：096-342-6308　URL：www.yamane-tax.net

公正証書遺言をご存知ですか？

遺言には普通方式の遺言と特別方式の遺言があります。今回は一般的に行われている普通方式の遺言について簡単にご説明いたします。まず、普通方式の遺言の 3 種類を、オススメ順にご紹介いたします。

遺言オススメランキング

1 位：公正証書遺言（オススメ度　☆☆☆）

遺言者が公証人に遺言の内容を伝え、公証人が作成します。

メリット	デメリット
◆専門家（公証人）作成のため、内容が明確で法的に安全・確実 ◆原本は公証人役場保管のため、紛失・偽造・隠匿の心配も無用 ◆字を書くのが困難な方でも作成できる ◆家庭裁判所の検認も不要 ◆公証人役場で遺言書の有無を調べることができる	◆費用がかかる ◆証人 2 人以上（親族以外等条件あり）の立合いが必要 ◆遺言書の存在と内容を秘密にできなくなる

費用はかかるけど、専門家が作成してくれるなら安心だわ☆

2 位：自筆証書遺言（オススメ度　☆☆）

遺言者が遺言の内容、日付・氏名をすべて手書きし、押印します。

メリット	デメリット
◆いつでもどこでも作成できる ◆費用はほとんど発生しない（紙とペンさえあればOK！） ◆証人不要 ◆遺言した事実や内容を秘密にすることができる	◆形式不備で無効になる可能性が高い ◆内容が不明確でトラブルが生じる可能性がある ◆詐欺・脅迫・紛失・偽造・隠匿などの危険性がある ◆家庭裁判所で検認手続きが必要

これも形式不備の可能性があるのね！

※自筆証書遺言が有効であるための要件は以下の通りです。
①すべて手書き（自筆）で書かれていること！（PCで作成・ビデオ撮影したものは×）
②作成日（日付）が書かれていること！
③遺言者の署名・押印があること！
④訂正（変更）箇所には訂正印+変更内容が書かれ、署名があること！

3 位：秘密証書遺言（オススメ度　☆）

遺言者が遺言の内容を記載した書面に署名・押印、封印し、公証人及び証人立会いの下で保管を依頼します。

メリット	デメリット
◆PCや代筆でも作成できる ◆遺言の内容の秘密を保つことができる ◆偽造等の危険がない	◆形式不備で無効なる可能性が高い ◆内容が不明確でトラブルが生じる可能性がある ◆公証人 1 人・証人 2 名以上の立合いが必要 ◆家庭裁判所で検認手続きが必要

せっかく書いたのに形式不備で無効になるなんて・・・

まとめ

遺言とは自分が自由な意思で思いを遺すことができるものです。遺言書とは遺言者の最終意思を尊重して、その実現を法律的に保証するものです。その為、民法は厳格な方式を定め、それに沿って遺言書を作成することを求めています。

また、遺言の内容は**法的遺言事項**と**付言事項**に分けられます。

法的遺言事項	付言事項
☆遺産の分け方など、その遺言に法的効力を持たせる事項 ☆記載必須	☆残された相続人に遺言者の思いを届ける手紙のようなもの ☆記載必須ではないが、付言事項の記載があることで、遺言者の意思が尊重されやすくなり、相続問題が円満に終わるケースも多い

自分の死後、仲の良かった家族が揉めるのは悲しいですよね。そういったトラブルを防ぐためにも、弊所では**公正証書遺言**をおすすめしております。

公正証書遺言なら、遺言者が遺言の内容に悩んでいる場合、**公証人に相談をしながら必要なアドバイスを受けることができます**。さらに、家庭裁判所での検認手続きも不要なため、**相続人が遺言者の出生時から死亡時までの戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本を集め、裁判所に出向くといった負担がなくなります**。形式不備で無効となるおそれがないため安心ですし、他の遺言と違って、相続人の負担も軽減できるのは大きなメリットですよね。

弊所では、公正証書遺言作成のご相談やサポートを行っております！

ご案内をお付けしておりますので、ご高覧頂き、この機会にぜひ、遺言について一緒に考えてみませんか？**ご相談は無料です☆**

☆遺言だけでなく、相続全般（財産評価等）のご相談も承っております☺

参考書籍：これで安心！財産目録と遺言書の書き方　TKC 出版　山本和義

№41　平成 30 年 2 月 5 日発行　【担当】小山　祐佳